

タイにおける特許明細書の翻訳作成に おける留意点



Rouse & Co. International (Thailand) PRASIT SIRICHEEPCHAIYAN

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィスは(バンコク)は 2000 年設立。2013 年にはミャンマーにもオフィスを開設している。当事務所のエグゼクティブである SIRICHEEPCHAIYAN 氏は元審査官であり、機械工学審査部長を務めた経歴を有する。

タイ特許出願における重要なポイントの一つとして、「明細書のタイ語翻訳作成」が挙げられる。本稿では、タイにおける特許明細書の翻訳文作成時の留意点を実例を交えて紹介する。

日本の出願人がタイに特許出願する場合、パリ条約ルートと PCT ルートがあるが、どちらの場合もタイ語翻訳文をタイ知的財産局（Department of Intellectual Property : DIP）に提出する必要がある。各ルートのタイ語翻訳文の提出期限は以下の通りである。

パリ条約ルート

特許法に基づく省令第 21 号第 12 条により、出願人は出願後 90 日以内に原出願明細書の内容に準拠したタイ語翻訳文（発明の詳細な説明、クレーム、要約）を提出しなければならない。

PCT ルート

特許協力条約に基づく発明保護申請に関する 2009 年省令第 22 条に基づき、出願人は優先日より 30 ヶ月以内に、発明の詳細な説明、クレーム、要約のタイ語翻訳文を伴う出願申請を提出する必要がある。ただし運用上、出願時にはクレームおよび要約のタイ語翻訳のみが必須とされ、発明の詳細な説明についてのタイ語翻訳は出願申請後 90 日以内に提出可能とされている。この点については、パリ条約ルートと PCT ルートには乖離がみられる。

■ 翻訳文作成時の留意点

良質な翻訳文の作成に際して、翻訳者には以下のものが必要であり、一方で出願人は、オリジナル言語が英語でない場合、良質な英訳を用意する必要がある。

- (1) 技術内容を理解し、適切な技術用語を用いること
- (2) 特許実務に関わる広範な経験に基づき、適切な特許用語・表現を用いること
- (3) 翻訳者による単独の作業とせず、知見を有する他者によるレビューを行うこと

タイ語翻訳文の質は十分な権利保護を獲得する上でとても重要であり、インハウスの技術翻訳者を抱える等、優良な特許事務所等に翻訳作業を委託することが、翻訳文の質の維持、そして守秘性の観点から重要である。

■ 具体的事例

タイ語による表現には注意すべき点が多々あるが、ここでは2つの例を紹介する。

(Of を誤訳した例)

例 1 : A method of estimating a temperature of a fluid system

一般的に、“A method of estimating”という表現には以下2つのオプションが考え得る。

- (1) วิธีการของการประเมิน (見積もりに属する方法)
- (2) วิธีการประเมิน (見積もるための方法)

本件の文脈を考えると、適切な表現は(2) (見積もるための方法) であり、(1) (見積もりに属する方法—method belongs to estimating) は適切な表現にはあたらない。

(Group を誤訳した例)

例 2 : at least one compound layer selected from the group comprising of Si-containing compound layer, -----

“group”を表現するタイ語表記として、以下2つが挙げられる。

- (1) หมู่ (化学構造の機能的グループの意味)
- (2) กลุ่ม (一般的なグループの意味)

本件においては(2)が正しい表現となる。(1)は化学構造の機能的グループを指す場合に用いるもので、本件の文脈に照らすと意味が限定的な表現となっており、適切な表現に当たらない。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)